調査第二担当	前項第二号に掲げる事務（調査第一担当が分担する事務を除く。）並びにこれを端緒として行う同項第十五号及び第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務
［略］	
執行担当	前項第四号、第五号及び第十六号に掲げる事務

3　［略］

（審査監理官の職務）

第十条　審査監理官は、命を受けて、第七条第一項各号（名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる審査監理官においては、第二十号から第三十三号までを除く。）に掲げる事務及び同条第三項に規定する事務を総括する。

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［略］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十四号まで及び第三十七号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十六号まで及び第三十七号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審判担当及び第二審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十三号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務
	情報管理担当	第七条第一項第三十五号及び第三十六号に掲げる事務
東京出入国在留管理局羽田空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第七審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十六号まで及び第三十七号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

調査第二担当	前項第二号に掲げる事務（調査第一担当が分担する事務を除く。）及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
［同上］	
執行担当	前項第四号及び第五号に掲げる事務

3　［同上］

（審査監理官の職務）

第十条　審査監理官は、命を受けて、第七条第一項各号（名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる審査監理官においては、第二十号から第二十八号までを除く。）に掲げる事務及び同条第三項に規定する事務を総括する。

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［同上］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第二十九号まで及び第三十二号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十一号まで及び第三十二号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審判担当及び第二審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
	情報管理担当	第七条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる事務
東京出入国在留管理局羽田空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第七審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十一号まで及び第三十二号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務